

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
研究施設利用要項

〔平成17年11月25日〕
制 定

改正 平成18年3月27日

改正 平成21年3月31日

改正 平成22年12月16日

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における研究施設及び設備（J-PARCを除く。以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「施設利用」とは、企業等が研究・研修・講習等のために施設を利用することをいう。ただし、共同利用・共同研究を除く。

(許可)

第3条 施設利用をしようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ別に定める施設利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。

(登録)

第4条 利用者は、利用責任者を定めて、別に定める「誓約書」、「共同利用実験者等登録届」及び「承諾書（兼）ユーザー登録届」を機構長に提出しなければならない。

2 前項により届け出を行った事項に変更が生じた場合、利用責任者は、その都度届けを機構長に提出しなければならない。

(登録の変更)

第5条 機構長は、前条第2項により提出があったとき、又は、施設利用が終了したときは登録を変更又は抹消するものとする。

(成果の公表・施設利用報告書)

第6条 施設利用に係る成果は非公表とすることができるものとする。ただし、利用者は、特段の事由がある場合を除き、施設利用が終了したときから5年以内に別に定める施設利用報告書を機構長に提出しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第7条 施設利用により利用者が行った発明等に係る知的財産権は、利用者に帰属する。

ただし、当該利用のために行った施設の実験装置や測定方法の改良などが機構職員による場合のノウハウ等の知的財産権の帰属は、双方の貢献度を踏まえて、機構長と利用者とは協議するものとする。

(知的財産権の取得)

第8条 利用者が研究の成果に関して国内又は外国の知的財産権を取得するために出願した場合は、機構長に報告しなければならない。

2 利用者が施設利用のために行った施設の実験装置や測定方法の改良などが機構職員による場合のノウハウ等の国内又は外国の知的財産権の取得については、その都度機構長と利用者とは協議するものとする。

(知的財産権の実施)

第9条 前条第1項に基づき取得した知的財産権を機構が利用するときは、書面により事前に利用者の同意を得るものとする。

2 利用者又は機構長は、前条第2項に基づき取得した知的財産権を機構の業務又は機構長若しくは利用者の指定する者を実施させるときは、相互にその実施を許諾するものとする。

(使用料)

第10条 施設利用の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定める。

(使用料の納付)

第11条 利用者は、前条に定める1時間当たりの使用料に、配分された時間数を乗じて得た金額を所定の期日までに財務部長が発行する「請求書」により納付しなければならない。

(使用料の返納)

第12条 納付された使用料は、原則として返納しない。ただし、次に掲げる場合は、納付された使用料の全部若しくは一部を返納することができる。

- (1) 利用者の責に帰さない事由又は天災その他により施設利用ができなくなったとき
- (2) 機構の責により、施設利用ができなくなったとき

(秘密の保持)

第13条 機構は、施設利用の実施に当たり、利用者より開示又は知り得た非公開の一切

の情報について守秘義務を負う。

(遵守事項)

第14条 利用者は、機構の規程等及び関係する法令を遵守するとともに安全の確保に努めなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は重大な過失により機構の施設を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、施設利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成17年11月25日から実施する。
- 2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学研究施設利用要項（平成16年9月21日制定）は廃止する。

附 記（平成18年3月27日）

この要項は、平成18年3月27日から実施する。

附 記（平成21年3月31日）

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 記（平成22年12月16日）

この要項は、平成22年12月16日から実施する。

別表

(使用料)

放射光科学研究施設利用の使用料（通常ライン）

1時間当たり	27,300円
--------	---------

放射光科学研究施設利用の使用料（高性能ライン）

1時間当たり	53,550円
--------	---------